

計量法施行令等の一部を改正する政令案 参照条文

(参照条文一覧)

○計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）	1
○計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）	35
○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）	55

○計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
 - 第二章 適正な計量の実施（第四条―第十一条の二）
 - 第三章 正確な特定計量器等の供給（第十二条―第十六条）
 - 第四章 検定等（第十七条―第二十六条）
 - 第五章 計量証明の事業（第二十六条の二―第二十九条の三）
 - 第六章 計量士（第三十条―第三十八条）
 - 第七章 特定標準器以外の計量器による校正等（第三十八条の二）
 - 第八章 雑則（第三十九条―第四十五条）
- 附則

第一章 総則

（証明とみなされる計量）

第一条 計量法（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める計量は、次のとおりとする。

- 一 鉄道車両の運行に関する圧力の計量であつて、経済産業省令で定めるもの
- 二 高圧ガスの製造に関する温度又は圧力の計量であつて、経済産業省令で定めるもの

（特定計量器）

第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

- 一 タクシーメーター
 - 二 質量計のうち、次に掲げるもの
 - イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの
- (1) 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上であつて、目盛標識の数が百以上のもの
 - (2) 又は(3)に掲げるものを除く。
- (2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上のもの

- 七 密度浮ひようのうち、次に掲げるもの
 - イ 耐圧密度浮ひよう以外のもの
 - ロ 耐圧密度浮ひようのうち、液化石油ガスの密度の計量に使用するもの
- 八 アネロイド型圧力計のうち、次に掲げるもの
 - イ 計ることができる圧力が〇・一メガパスカル以上二百・二メガパスカル以下のものであって、最小の目量が計ることができる最大の圧力と最小の圧力の差の百五十分の一以上のもの（蓄圧式消火器用のもの及びロに掲げるものを除く。）
 - ロ アネロイド型血圧計
- 九 流量計のうち、次に掲げるもの
 - イ 排ガス流量計
 - ロ 排水流量計
- 十 積算熱量計のうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
- 十一 最大需要電力計
- 十二 電力量計
- 十三 無効電力量計
- 十四 照度計
- 十五 騒音計
- 十六 振動レベル計
- 十七 濃度計のうち、次に掲げるもの
 - イ ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの
 - ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のもの
 - ハ 磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの
 - ニ 紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のもの
 - ホ 紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百分率以上のもの
 - ヘ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
 - ト 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計

チ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が百体積百万分率未満のもの及び最小の目量が百体積百万分率以上二百体積百万分率未満のものであつて計ることができる最高の濃度が五体積百分率未満のもの

リ 化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百万分率以上のもの

ヌ ガラス電極式水素イオン濃度検出器

ル ガラス電極式水素イオン濃度指示計

ヲ 酒精度浮ひよう

十八 浮ひよう型比重計のうち、次に掲げるもの

イ 比重浮ひよう

ロ 重ポーム度浮ひよう

ハ 日本酒度浮ひよう

(標準物質に係る物象の状態の量)

第三条 法第二条第六項の政令で定める物象の状態の量は、熱量及び濃度とする。

第二章 適正な計量の実施

(特定市町村)

第四条 法第十条第二項の政令で定める市町村又は特別区(以下「特定市町村」という。)は、別表第一のとおりとする。

(使用の制限の特例に係る特定計量器)

第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

一 第二条第二号イ(1)に掲げるものうち、載せ台を有するものであつて、次に掲げるもの

イ 平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひよう量の値で除した値が〇・一以下のもの

ロ ひよう量が〇・五トン以上であつて、載せ台の幅が四百ミリメートル以下のもの(イに掲げるものを除く。)

二 第二条第二号イ(3)に掲げるもの

三 第二条第二号ロに掲げるものうち、次に掲げるもの以外のもの

イ ホップスケール

ロ 充填用自動はかり

ハ コンベヤスケール

ニ 自動捕捉式ばかり

四 第二条第五号イ(3)に掲げるもののうち、粘度が〇・一パスカル秒を超え、又は温度が零下二十度より低く、若しくは五十度を超える燃料油の体積の計量に使用するもの

五 第二条第五号イ(5)に掲げるもののうち、圧力が十キロパスカルを超えるガスの体積の計量に使用するもの

六 第二条第五号イ(6)及び(7)に掲げるもの

七 第二条第六号及び第九号に掲げるもの

八 基準器検査証印(その有効期間を経過していないものに限る。)が付されているもの

九 法第二条第一項の検査において計量器の校正に用いるもの(前号又は次号に掲げるものを除く。)

十 法第二百三十五条第一項の特定標準器等

十一 法第二百三十五条第一項の特定標準器による校正等をされたもの又はこれに連鎖して段階的に計量器の校正をされたものであって、法第四百三十三条第一項の登録を受けた者が法第二百三十六条第二項の計量器の校正等(以下単に「計量器の校正等」という。)の事業に用いるもの

十二 第二条第三号イ(1)に掲げるもののうち、気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第三十五条の証明に用いる温度計であつて、同法第九条の検定に合格したものと及び同条の検定に合格するものと気象庁長官が認めたもの

(変成器付電気計器検査に係る特定計量器)

第六条 法第十六条第二項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

一 最大需要電力計

二 電力量計

三 無効電力量計

(装置検査に係る特定計量器)

第七条 法第十六条第三項の政令で定める特定計量器(以下「車両等装置用計量器」という。)は、タクシメーター(都道府県知事が同項の装置検査の申請を受理している旨を表す証票(その証票に記載された装置検査を受けるべき期日を経過していないものに限る。))が付されたものを除く。)とする。

(特殊容器の使用に係る商品)

第八条 法第十七条第一項の政令で定める商品は、次のとおりとする。

一 牛乳(脱脂乳を除く。)、加工乳及び乳飲料

二 乳酸菌飲料

三 ウスターソース類

四 しょうゆ

五 食酢

六 飲料水

七 発泡性の清涼飲料

八 果実飲料

九 牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料

十 みりん（次号に掲げる酒類に該当するものを除く。）

十一 酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（同法第三条第二十二号に規定する粉末酒を除く。）をいう。）

十二 液状の農薬

（使用方法等の制限に係る特定計量器）

第九条 法第十八条の政令で定める特定計量器は別表第二の上欄に掲げるものとし、これらを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用するときは、それぞれ同表の下欄に掲げるところにより使用しなければならない。

（定期検査の対象となる特定計量器）

第十条 法第十九条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

一 非自動はかり（第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

二 皮革面積計

2 法第十九条第一項第三号の政令で定める期間は、非自動はかり、分銅及びおもりにあつては一年とし、皮革面積計にあつては六月とする。

（定期検査の実施時期）

第十一条 法第二十一条第一項の政令で定める期間は、非自動はかり、分銅及びおもりにあつては二年とし、皮革面積計にあつては一年とする。

（指定定期検査機関の指定等の有効期間）

第十一条の二 法第二十八条の二第二項（法第百六条第三項、第百二十一条第二項、第百二十二条の十及び第百四十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

第三章 正確な特定計量器等の供給

（一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器）

第十二条 法第五十条第一項の政令で定める特定計量器は、別表第三第二号イ、ロ、ハ(1)及びホ並びに第二号から第六号までに掲げるものとする。

(販売の事業の届出に係る特定計量器)

第十三条 法第五十一条第一項の政令で定める特定計量器は、非自動はかり(次条各号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもりとする。

(製造等における基準適合義務に係る特定計量器)

第十四条 法第五十三条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

- 一 ひょう量が二十キログラムを超え、二百キログラム以下の非自動はかりであつて、専ら体重の計量に使用するもの
- 二 ひょう量が二十キログラム以下の非自動はかりであつて、専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの
- 三 ひょう量が三キログラム以下の非自動はかりであつて、専ら調理に際して食品の質量の計量に使用するもの

(譲渡等の制限に係る特定計量器)

第十五条 法第五十七条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

- 一 ガラス製体温計
- 二 抵抗体温計
- 三 アネロイド型血圧計

(指定外国製造者の工場等における検査に要する費用の負担)

第十六条 法第六十九条第三項の政令で定める費用は、同条第二項第二号の検査のため同号の職員がその検査に係る工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。

第四章 検定等

(検定の申請)

第十七条 法第七十条の申請書(以下この条において単に「申請書」という。)は、別表第四の上欄に掲げる特定計量器ごとに、法第八十四条第一項(法第八十条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の表示が付されたもの(第十二条で定める特定計量器であつて法第八十四条第一項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過したものにあつては、法第五十条第一項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。)にあつては同表の中欄に、その他のものにあつては同表の下欄に掲げる者に提出するものとする。

2 別表第四の中欄又は下欄に日本電気計器検定所及び指定検定機関(法第十六条第一項第二号イの指定検定機関をいう。以下同じ。)のみが掲げられている場合において、日本電気計器検定所が天災その他の事由によつて当該検定業務を実施できないとき(同表第八号又は第十二号に掲げる特定計量器にあつては、天

災その他の事由によつて当該検定業務を実施できないとき、又は日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号。以下「検定所法」という。）第二十三条第二項の規定によつては当該検定業務を実施できないときは、前項の規定にかかわらず、当該特定計量器についての申請書は、国立研究開発法人産業技術総合研究所に提出することができるものとする。

（検定証印等の有効期間のある特定計量器）

第十八条 法第七十二条第二項の政令で定める特定計量器は別表第三の上欄に掲げるものとし、同項の政令で定める期間は同表の下欄に掲げるとおりとする。

（変成器付電気計器検査の申請）

第十九条 法第七十三条第一項の申請書は、日本電気計器検定所又は指定検定機関に提出するものとする。この場合においては、第十七条第二項の規定を準用する。

（装置検査の申請）

第二十条 法第七十五条第一項の申請書は、その車両等装置用計量器の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

（装置検査証印の有効期間）

第二十一条 法第七十五条第三項の政令で定める期間は、一年とする。

（型式の承認を行う者）

第二十二条 法第七十六条第一項の承認は、別表第四第九号から第十一号までに掲げる特定計量器については日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によつて当該承認業務を実施できないときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所）が、その他の特定計量器について国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う。

（型式の承認の有効期間）

第二十三条 法第八十三条第一項（法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、十年とする。

（指定製造事業者の指定に係る検査を行う者）

第二十四条 法第九十一条第二項の検査は、次の各号に掲げる工場又は事業場ごとに、当該各号に掲げる者が行う。

一 別表第四第八号及び第十二号に掲げる特定計量器の製造を行う工場又は事業場 日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によつて当該検査業務を実施できないとき、又は検定所法第二十三条第二項の規定によつては当該検査業務を実施することができないときは、その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事）

二 別表第四第九号から第十一号までに掲げる特定計量器の製造を行う工場又は事業場 日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によつて当該検査業務を実施できないときは、その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事）

三 前二号に掲げる工場又は事業場以外の工場又は事業場 その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事

(基準器検査を行う者)

第二十五条 法第百二条第一項の検査は、次の各号に掲げる計量器ごとに、当該各号に掲げる者が行う。

- 一 長さ計（経済産業省令で定めるものに限る。）、質量計（経済産業省令で定めるものに限る。）、面積計及び体積計（経済産業省令で定めるものに限る。）
- 二 電流計、電圧計、電気抵抗計及び電力量計 日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所）
- 三 照度計 日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないとき、又は検定所法第二十三条第二項の規定によつては当該検査業務を実施することができないときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所）
- 四 前三号に掲げる計量器以外の計量器 国立研究開発法人産業技術総合研究所

(指定検定機関の指定の区分)

第二十六条 法第百六条第一項の政令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 非自動はかり
- 二 ホッパースケール
- 三 充填用自動はかり
- 四 コンベヤスケール
- 五 自動捕捉式はかり
- 六 第二条第三号イ(1)に掲げるガラス製温度計
- 七 ガラス製体温計
- 八 抵抗体温計
- 九 水道メーター及び温水メーター
- 十 燃料油メーター（第五条第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- 十一 液化石油ガスメーター
- 十二 ガスメーター（第五条第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- 十三 アネロイド型血圧計

十四 積算熱量計

十五 最大需要電力計

十六 電力量計

十七 無効電力量計

十八 照度計

十九 騒音計

二十 振動レベル計

二十一 ジルコニア式酸素濃度計、溶液導電率式二酸化硫黄濃度計、磁気式酸素濃度計、紫外線式二酸化硫黄濃度計、紫外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤

外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計

二十二 ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計

第五章 計量証明の事業

(計量証明の事業の登録を要しない独立行政法人)

第二十六条の二 法第七十七条ただし書の政令で定める独立行政法人は、次のとおりとする。

一 国立研究開発法人産業技術総合研究所

二 独立行政法人製品評価技術基盤機構

三 国立研究開発法人国立環境研究所

四 独立行政法人労働者健康安全機構

(計量証明の事業の登録を要しない場合に係る法律の規定)

第二十七条 法第七十七条ただし書の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一 労働災害防止団体会法(昭和三十九年法律第百十八号)第十九条(同法第四十五条において準用する場合を含む。)

二 下水道事業センター法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第四十一号)による改正前の下水道事業センター法(昭和四十七年法律第四十一号)第十条

第一項

三 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第三十三条

四 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五十七条

(計量証明の事業に係る物象の状態の量)

第二十八条 法第七十七条第二号の政令で定める物象の状態の量は、次のとおりとする。

- 一 大気（大気中に放出される気体を含む。第二十九条の二において同じ。）、水又は土壌（水底のたい積物を含む。同条において同じ。）中の物質の濃度
- 二 音圧レベル（計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）別表第二第六号の聴感補正に係るものに限る。）
- 三 振動加速度レベル（計量単位令別表第二第七号の感覚補正に係るものに限る。）

（認定を要する計量証明の事業）

第二十八条の二 法第九十九条第三号の政令で定める事業は、第二十九条の二第一号に掲げる事業とする。

（計量証明検査を行うべき期間）

第二十九条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は別表第五の上欄に掲げるものとし、同項各号列記以外の部分の政令で定める期間は同表の中欄に掲げるとおりとする。

2 法第十六条第一項第一号の政令で定める期間は、別表第五の下欄に掲げるとおりとする。

（特定計量証明事業）

第二十九条の二 法第二十一条の二の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 大気、水又は土壌中のダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）の濃度の計量証明（法第十九条第一項第一号の計量証明をいう。以下同じ。）の事業

二 大気、水又は土壌中の一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三 a・四・七・七 a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノー―H―インデン（別名クロルデン）、一・一・一―トリクロロ―二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名 DDT）又は一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三 a・四・七・七 a―テトラヒドロ―四・七―メタノー―H―インデン（別名ヘプタクロル）の濃度の計量証明の事業

（認定特定計量証明事業者の認定の有効期間）

第二十九条の三 法第二十一条の四第一項の政令で定める期間は、三年とする。

第六章 計量士

（計量行政審議会の認定）

第三十条 法第二百二十二条第二項第二号の規定により計量行政審議会（以下「審議会」という。）の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事が同号の条件に適合することを証する書面を添えて、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、審議会に認定の申請をしなければならない。

2 審議会は、前項の認定の申請をした者が法第二百二十二条第二項第一号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めるときは、計量士資格認定証を交付す

るものとする。

(計量士資格認定証の再交付)

第三十一条 前条第二項の規定により計量士資格認定証の交付を受けた者は、計量士資格認定証を汚し、損じ、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、審議会に申請し、計量士資格認定証の再交付を受けることができる。

(登録の申請)

第三十二条 法第二百二十二条第一項の規定により計量士の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に登録の申請をしなければならない。

2 前項の規定による登録の申請には、計量士国家試験に合格した者にあつてはその住所又は勤務地を管轄する都道府県知事が法第二百二十二条第二項第一号の条件に適合することを証する書面その他経済産業省令で定める書類、審議会の認定を受けた者にあつては計量士資格認定証の写しその他経済産業省令で定める書類を添えなければならない。

(計量士登録簿)

第三十三条 計量士登録簿は、経済産業省に備える。

(計量士登録証の交付)

第三十四条 経済産業大臣は、計量士の登録をしたときは、申請者に計量士登録証を交付するものとする。

2 計量士登録証には、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(計量士登録証の訂正)

第三十五条 計量士は、計量士登録証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に申請し、計量士登録証の訂正を受けなければならない。

(計量士登録証の再交付)

第三十六条 計量士は、計量士登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に申請し、計量士登録証の再交付を受けることができる。

(計量士登録証の返納)

第三十七条 計量士登録証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、当該計量士登録証(第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した計量士登録証)を経済産業大臣に返納しなければならない。

一 登録が取り消されたとき。

二 計量士登録証の再交付を受けた場合において、失った計量士登録証を発見し、又は回復したとき。

(計量士登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求)

第三十八条 計量士登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に謄本の交付又は閲覧の請求をしなければならぬ。

第七章 特定標準器以外の計量器による校正等

(校正等の事業を行う者の登録の有効期間)

第三十八条の二 法第四十四条の二第一項の政令で定める期間は、四年とする。

第八章 雑則

(報告の徴収)

第三十九条 法第四十七条第一項の規定により経済産業大臣（法第六十八条の五第五号の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構に法第四十七条第一項に規定する事務を行わせる場合にあつては、独立行政法人製品評価技術基盤機構）又は都道府県知事若しくは特定市町村の長が報告させることができる事項は、別表第六の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 経済産業大臣が法第六十九条第一項の指定外国製造者に対し同条第二項第一号の報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。

一 製造をした特殊容器（法第十七条第一項の特殊容器をいう。以下同じ。）の種類及び数

二 特殊容器の製造及び検査の状況

三 法第六十九条第一項において準用する法第六十三条第一項の表示を付した特殊容器の型式及び数

3 経済産業大臣が法第八十九条第二項の承認外国製造事業者に対し同条第五項第一号の報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。

一 法第八十九条第四項において準用する法第八十四条第一項の表示を付した特定計量器の型式及び数

二 製造技術基準（法第八十条の製造技術基準をいう。以下同じ。）への適合のために講じた措置及びその実施状況

4 経済産業大臣が法第一百一条第二項の指定外国製造事業者に対し同条第三項において準用する法第八十九条第五項第一号の報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。

一 法第一百一条第三項において準用する法第九十六条第一項の表示を付した特定計量器の型式及び数

二 品質管理の状況

三 法第一百一条第二項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況

四 法第一百一条第三項において準用する法第九十五条第二項の規定による検査の実施状況

(立入検査によらない検定証印等の除去に係る特定計量器)

第四十条 法第百五十四条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

- 一 水道メーター
- 二 温水メーター
- 三 燃料油メーターのうち、使用最大流量が一リットル毎分以下のもの
- 四 ガスメーター
- 五 積算熱量計
- 六 最大需要電力計
- 七 電力量計
- 八 無効電力量計

(都道府県が処理する事務)

第四十一条 法第十七条第一項、第五十九条、第六十二条第一項、第六十四条、第六十五条及び第六十七条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

2 法第百二十七条第一項、第二項及び第四項、第三百三十一条、第三百三十二条並びに第三百三十三条において準用する法第六十二条第一項及び第六十五条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、国の事業所以外の事業所に関するものは、都道府県知事が行うこととする。

3 前項の規定により都道府県知事が法第百二十七条第一項、第二項及び第四項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行う場合においては、同条第二項中「都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)を經由して、経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長を經由して、都道府県知事)」とする。

4 第一項及び第二項の場合においては、法中当該各項に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(事務の区分)

第四十二条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条及び第三十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 前条第二項の規定により都道府県知事が法第百二十七条第一項、第二項及び第四項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行うこととされている場合における同条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事

務とする。

(権限の委任)

第四十三條 法第四十條第一項、第四十二條第一項(法第四十六條第二項において準用する場合を含む。)、第四十四條、第四十五條第一項(法第四十六條第二項において準用する場合を含む。)、第四十六條第一項、第四十八條、第四百七十七條第一項、第四百八十八條第一項及び第四百九十九條第一項の規定による經濟産業大臣の権限であつて、最大需要電力計、電力量計又は無効電力量計の製造又は修理の事業を行う者(当該事業に係る工場若しくは事業場又は事業所が一の經濟産業局の管轄区域内のみにある者に限る。)に関するものは、經濟産業局長が行うものとする。ただし、法第四十四條、第四十八條、第四百七十七條第一項、第四百八十八條第一項及び第四百九十九條第一項の規定による権限にあつては、經濟産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第二百二十七條第一項、第二項及び第四項、第三百三十一條、第三百三十二條並びに第三百三十三條において準用する法第六十二條第一項及び第六十五條の規定による經濟産業大臣の権限であつて、国の事業所に関するものは、經濟産業局長が行うものとする。

3 前項の規定により經濟産業局長が行う適正計量管理事業所の指定を受けようとする者の納付する手数料は、國庫の収入とする。
(政令で定める都道府県又は特定市町村の事務)

第四十四條 法第六十九條の二第一項の政令で定める事務は、前条第二項の規定により經濟産業局長が法第二百二十七條第一項、第二項及び第四項の規定による經濟産業大臣の権限を行うこととされている場合における同条第二項から第四項までの規定により都道府県が処理することとされている事務とする。

2 法第六十九條の二第二項の政令で定める事務は、前条第二項の規定により經濟産業局長が法第二百二十七條第一項、第二項及び第四項の規定による經濟産業大臣の権限を行うこととされている場合における同条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務とする。
(比較検査を行う特定計量器)

第四十五條 法附則第二十条第一項の政令で定める特定計量器は、酒精度浮ひようとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一條 この政令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。ただし、第十五條(第二号に係る部分に限る。)の規定は、平成八年十一月一日から施行する。

(関係政令の廃止)

第二條 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 計量法施行令(昭和四十二年政令第五百一十一号。以下「旧令」という。)
- 二 計量器検定検査令(昭和四十二年政令第五百五十二号。以下「旧検定検査令」という。)

三 基準器検査令（昭和四十二年政令第五百二十三号）

（使用の制限）

第三条 次の各号に掲げる特定計量器については、当該各号に定める日前においては、法第十六条第一項の規定にかかわらず、同項第三号の検定証印等（以下単に「検定証印等」という。）が付されていないものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

一 附則別表第一の上欄に掲げるもの 同表の中欄に掲げる日

二 附則別表第二に掲げる非自動はかり（次号に掲げるものを除く。） 平成六年十一月一日

三 附則別表第二に掲げる非自動はかりであつて、次条第二項の規定により届け出られたもの 同条第三項の届出済証が付される日

四 附則別表第三の第一欄に掲げるもの 同表の第二欄に掲げる日

2 検定証印等が付されていない前項第一号に掲げる特定計量器であつて、同号に定める日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものは、法第十六条第一項の規定にかかわらず、同日以後においても、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

3 検定証印等が付されていない第一項第四号に掲げる特定計量器であつて、同号に定める日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものは、法第十六条第一項の規定にかかわらず、同日以後においても、附則別表第三の第三欄に掲げる日までは、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

（定期検査）

第四条 附則別表第二に掲げる非自動はかりを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用している者は、平成六年十月三十一日（以下「基準日」という。）までは、その非自動はかりについて、定期検査を受けることを要しない。

2 附則別表第二に掲げる非自動はかりを基準日以前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用している者は、これを基準日後において取引又は証明における法定計量単位による計量に使用しようとするときは、基準日までに、当該非自動はかりについて、通商産業省令で定める事項を事業所（事業所がない者にあつては、住所）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）に届け出ることができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該非自動はかりに届出済証を付する。

4 前項の規定により付された届出済証は、平成十三年十月三十一日までは、平成三年十月以前の年月が表示された検定証印とみなす。

5 第三項の規定により届出済証が付された非自動はかり（別表第四第二号イに掲げるものであつて、その型式の承認に係る表示が付されていないものに限る。）についての法第七十条の申請書は、平成十三年十月三十一日までは、第十七条第一項の規定にかかわらず、当該非自動はかりの所在地を管轄する都道府県知

事に提出することができるものとする。

第五条 非自動はかり、分銅及びおもりのうち、経済産業省令で定めるもの（法第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示された年月が平成三十年三月以前である検定証印等が付されたものに限り、定期検査済証印又は計量証明検査済証印が付されたものを除く。）については、第十條第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「三年（三年を経過する前に当該非自動はかり、分銅又はおもりが使用され、又は使用に供するために所持され、かつ、その使用され、又は所持された日後において、当該非自動はかり、分銅又はおもりの使用に係る事業所の所在地を区域とする定期検査が行われた場合にあっては、その定期検査の実施の期日までの期間）」とする。

2 法第四十一条の届出製造事業者、法第四十六条第二項の届出修理事業者又は法第五十二条の販売事業者は、前項の通商産業省令で定める非自動はかり、分銅及びおもりにあつて、計量法（昭和二十六年法律第二百七号。以下「旧法」という。）第九十一条の検定証印が付されたもの（自ら使用し、又は使用するために所持しているものを除く。）を所持するときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨をその工場若しくは事業場、事業所又は営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該非自動はかり、分銅又はおもりに通商産業省令で定める証票を付する。

4 前項の規定により証票を付された非自動はかり、分銅又はおもりに付された旧法第九十一条の検定証印は、法第十九条第一項の規定の適用においては、法第七十二条第三項の規定により平成五年十月の表示がされたものとみなす。

（製造又は修理の事業の届出）

第六条 この政令の施行の際現に次に掲げる特定計量器の製造又は修理の事業を行っている者についての法第四十条第一項又は第四十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「平成六年三月三十一日までに」とする。

一 附則別表第三第一号に掲げる水道メーター

二 温水メーター

三 旧法第十二条の基準器

2 法の施行の際現に旧法第五十条第一項の通商産業省令で定める範囲内の修理の事業を行っている同項の販売事業者であつて、同条第二項の規定による届出をした者についての法第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成六年三月三十一日までに」とする。

（販売の事業の届出）

第七条 この政令の施行の際現に次に掲げる特定計量器の販売の事業を行っている者についての法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成六年三月三十一日までに」とする。

一 第十三条第一号に掲げる非自動はかりであつて、旧令第二条第一号に掲げるもの以外のもの（第三号に掲げるものを除く。）

二 抵抗体温計

三 第十三条第一号に掲げる非自動はかり、分銅及びおもりであつて、旧法第十二条の基準器であるもの
(検定の実施)

第八条 次の各号に掲げる特定計量器については、当該各号に定める日前は、法第十六条第一項第二号イの検定を行わない。

一 附則別表第一の上欄に掲げるもの 同表の下欄に掲げる日

二 附則別表第二に掲げる非自動はかり 平成六年八月一日

三 附則別表第三の第一欄に掲げるもの 同表の第四欄に掲げる日

第九条 附則別表第四の第一欄に掲げる特定計量器(法第八十四条第一項(法第八十九条第四項において準用する場合を含む。))の表示が付されていないものに限る。)についての法第七十条の申請書(以下この条において単に「申請書」という。)は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める日までは、第十七条第一項の規定にかかわらず、その特定計量器の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

一 法第十六条第一項第二号イの検定又は旧法第八十六条の検定に合格したことがないもの 附則別表第四の第二欄に掲げる日

二 この政令の施行前に旧法第八十六条の検定の申請をしてこれに合格したもの 附則別表第四の第三欄に掲げる日

三 第一号に規定するものであつて、同号に定める日までに法第十六条第一項第二号イの検定を受けてこれに合格したもの 附則別表第四の第四欄に掲げる日

2 次の各号に掲げる特定計量器(法第八十四条第一項(法第八十九条第四項において準用する場合を含む。))の表示が付されていないものに限る。)についての申請書は、当該各号に定める日までは、第十七条第一項の規定にかかわらず、その特定計量器の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。当該各号に定める日までに法第十六条第一項第二号イの検定又は旧法第八十六条の検定を受けてこれに合格したこれらの特定計量器についての申請書は、同日後においても、同様とする。

一 基本走行距離が二キロメートルを超えるタクシメーターであつて、検出部が電気式のもの以外のもの 平成七年十月三十一日

二 水道メーターのうち、次に掲げるもの 平成九年十月三十一日

イ 接線流羽根車式水道メーター及び縦型軸流羽根車式水道メーターであつて、口径が四十ミリメートルを超えるもの

ロ 横型軸流羽根車式水道メーター、ベンチュリー管分流式水道メーター、複合型水道メーター及び副管付水道メーター

ハ 円板型水道メーター及びロータリーピストン型水道メーターであつて、口径が二十五ミリメートルを超えるもの

ニ ローター型水道メーターのうち、前金装置を有するもの及び前金装置を有しないものであつて口径が二十五ミリメートルを超えるもの

三 燃料油メーター(口径が十ミリメートル未満のもの及び推量式ものを除く。) 平成九年十月三十一日

四 液化石油ガスメーター 平成八年十月三十一日

五 アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。） 平成八年十月三十一日

3 次の各号に掲げる特定計量器についての申請書は、当該各号に定める日までは、第十七条第一項の規定にかかわらず、その特定計量器の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

- 一 計量法施行令等の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百三十六号）附則第七項第一号及び第三号に掲げる非自動はかり 平成七年十一月三十日
- 二 計量器検定検査令の一部を改正する政令（平成二年政令第三百三十六号）附則第二項第一号に掲げるガスメーター 平成十六年十一月三十日
- 三 計量器検定検査令の一部を改正する政令（平成二年政令第三百三十六号）附則第二項第三号に掲げるガスメーター 平成十八年十一月三十日
- 4 一級である旨の表記のある分銅についての申請書は、平成八年十月三十一日までは、第十七条第一項の規定にかかわらず、通商産業大臣に提出するものとする。

（検定証印の有効期間）

第十条 旧法第九十一条第一項の規定により燃料油メーター（積算式ガンリン量器を除く。以下この条において同じ。）に付された検定証印の有効期間は、平成十年十月三十一日（同日までに法第十六条第一項第二号イの検定（以下単に「検定」という。）の申請が行われ、都道府県知事により検定を受けるべき期日として平成十年十一月一日以後の日が記載された証票を付された燃料油メーターに付されたものにあつては、当該検定を受けるべき期日）までとする。

（計量証明の事業の登録）

第十一条 この政令の施行の際現に第二十八条第三号に掲げる物象の状態の量の計量証明（法第十九条第一項第一号の計量証明をいう。次条において同じ。）の事業を行っている者は、平成六年三月三十一日までは、法第七七条の登録を受けなくて、その事業を継続することができる。

（計量証明検査）

第十二条 附則別表第二に掲げる非自動はかりを計量証明に使用している計量証明事業者（法第一百十條第一項の計量証明事業者をいう。以下この条において同じ。）は、基準日までは、その非自動はかりについて、計量証明検査（法第一百六條第一項の計量証明検査をいう。以下同じ。）を受けることを要しない。

2 旧検定検査令第一条第十五号に掲げるポンベ型熱量計（以下この項において単に「ポンベ型熱量計」という。）を計量証明に使用している計量証明事業者は、平成六年十月三十一日までは、そのポンベ型熱量計について、計量証明検査を受けることを要しない。同日以前から計量証明に使用しているポンベ型熱量計については、同日後においても、同様とする。

附則別表第一

特定計量器		使用の制限の開始日	検定の開始日
一 抵抗体温計		平成八年五月一日	平成七年十一月一日
二 燃料油メーターのうち、口径が十ミリメートル未満の		平成六年十一月一日	平成六年八月一日

もの及び推量式のもの		
三 耐圧密度浮ひよう	平成五年十二月一日	平成五年十一月一日
四 旧検定検査令第一条第十五号に掲げるボンベ型熱量計	平成六年十一月一日	平成六年八月一日

附則別表第二

- 一 圧力式指示はかり
- 二 次に掲げる電気抵抗線式はかり
 - イ ひよう量が三十キログラムを超え、二トン以下のもの
 - ロ ひよう量が二トンを超え、載せ台を有するものであって、平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひよう量の値で除した値が〇・二以下のもの

- 三 差動変圧器式はかり
- 四 磁わい式はかり
- 五 ひよう量が三十キログラムを超える光電式はかり
- 六 圧電式はかり
- 七 誘電式はかり
- 八 電磁式はかり
- 九 放射線式はかり
- 十 直示天びん
- 十一 前各号に掲げるもの以外のものであって、最小の目量又は表記されている感量がひよう量の一万分の一未満のもの

附則別表第三

特定計量器	新たに使用するものについての使用の制限の開始日	既使用のものについての使用の制限の開始日	検定の開始日
一 水道メーターのうち、旧令第二条第四項第二号ロに掲げるもの以外のもの	平成七年十一月一日	平成十五年十一月一日	平成七年八月一日
二 温水メーター	平成八年五月一日	平成十五年十一月一日	平成七年十一月一日
三 タービン式ガスメーター	平成六年十一月一日	平成十三年十一月一日	平成六年八月一日

附則別表第四

<p>四 積算熱量計</p>	<p>平成八年五月一日</p>	<p>平成十五年十一月一日</p>	<p>平成七年十一月一日</p>
<p>五 デジタル式照度計</p>	<p>平成六年十一月一日</p>	<p>平成十四年十一月一日</p>	<p>平成六年八月一日</p>
<p>特定計量器</p> <p>一 基本走行距離が二キロメートルを超えるタクシメーターであつて、検出部が電気式のもの</p> <p>二 非自動はかりのうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 光電式以外のばね式指示はかりのうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) ひょう量が百五十キログラムを超えるもの</p> <p>(2) ひょう量が百五十キログラム以下のものであつて、直線目盛のみがあるもの及び他の質量計と構造上一体となっているもの</p> <p>ロ 光電式のばね式指示はかりのうち、ひょう量が三十キログラム以下であつて、他の質量計その他経済産業省令で定める器具、機械又は装置と構造上一体となっているもの</p> <p>ハ 電気抵抗線式はかりのうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) ひょう量が二トンを超えるもの（載せ台を有するものであつて、平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひょう量の値で除した値が〇・二以下のものを除く。）</p> <p>(2) ひょう量が三十キログラム以下のもの</p> <p>三 水道メーターのうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 接線流羽根車式水道メーターであつて、口径が二十五ミリメートルを超え、四十ミリメートル以下のもの</p> <p>ロ 縦型軸流羽根車式水道メーターであつて、口径が四十ミリメートル以下のもの</p>	<p>平成七年十月三十一日</p> <p>平成六年十月三十一日</p>	<p>平成十二年十月三十一日</p> <p>平成十三年十月三十一日</p>	<p>平成十四年十月三十一日</p> <p>平成十四年十月三十一日</p> <p>平成十七年十月三十一日</p>

四 ガスメーターのうち、次に掲げるもの イ 膜式ガスメーターであつて、使用最大流量が七立方メートル毎時（専ら総発熱量が九十メガジュール毎立方メートル以上のガスの計量に使用するものにあつては、五立方メートル毎時）を超えるもの及び前金装置を有するもの ロ 回転子型ガスメーター	平成八年十月三十一日	平成十二年十月三十一日	平成十五年十月三十一日
--	------------	-------------	-------------

附 則 （平成一〇年三月二七日政令第九〇号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

（検定証印等の有効期間に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に改正前の別表第三に掲げる温水メーター、ガスメーター（計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール未満であつて使用最大流量が六立方メートル毎時を超え十六立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。）及び計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール以上であつて使用最大流量が二・五立方メートル毎時を超え六立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。）に限る。以下同じ。）、「積算熱量計、騒音計、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計に付されている計量法第十六条第一項第三号に規定する検定証印等（以下「検定証印等」という。）の有効期間については、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行の際現に計量法第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認を受け、又はこれらの承認の申請が行われている型式に属する改正前の別表第三に掲げるガスメーターに係る検定証印等であつて、この政令の施行の日以後に付されるもの有効期間については、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（計量証明検査に関する経過措置）

第四条 この政令の施行の日前に改正前の別表第五第五号に掲げる騒音計又は同表第七号に掲げる濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひょうを除く。）のうちガラス電極式水素イオン濃度指示計について計量法第百十六条第一項の計量証明検査を受けた者であつて、この政令の施行の日以後に当該騒音計又は当該ガラス電極式水素イオン濃度指示計について同項の計量証明検査を受けようとするものについての同項の規定の適用については、同項中「第百七条の登録を受けた日」とあるのは、「平成十年三月三十一日以前最後にその登録をした都道府県知事が行う検査を受けた日」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成十一年五月一九日政令第一五四号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十一年六月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定及び別表第三の改正規定(同表第一号ハに係る部分に限る。)は、平成十一年十一月一日から施行する。

(検定証印等の有効期間に関する経過措置)

第二条 この政令(前条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行の際現に改正前の別表第三第一号ハに掲げる燃料油メーター(自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するものに限る。)、同号ニに掲げる液化石油ガスメーター、同表第八号に掲げる振動レベル計及び同表第九号ハに掲げる濃度計に付されている計量法第十六条第一項第三号に規定する検定証印等の有効期間については、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(型式の承認に係る表示に関する経過措置)

第三条 改正後の第十二条の規定により一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器とされた改正後の別表第三第一号ハ(1)に掲げるものであって、別表第三の改正規定(同表第一号ハに係る部分に限る。)の施行の際現に計量法第八十四条第一項(同法第八十九条第四項において準用する場合を含む。)の表示が付されているものについての同法第七十一条第二項の適用については、同項中「第八十四条第一項の表示が付されてから」とあるのは、「平成十一年十一月一日から」とする。

(計量証明検査に関する経過措置)

第四条 この政令の施行の日前に改正前の別表第五第六号に掲げる振動レベル計又は同表第七号ロに掲げる濃度計について計量法第百十六条第一項の計量証明検査を受けた者であつて、この政令の施行の日以後に当該振動レベル計又は当該濃度計について同項の計量証明検査を受けようとするものについての同項の規定の適用については、同項中「第七七条の登録を受けた日」とあるのは、「平成十一年五月三十一日以前最後にその登録をした都道府県知事が行う検査を受けた日」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この政令(附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成十一年二月三日政令第三八五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(計量法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市であつて計量法(平成四年法律第五十一号)第十条第二項の特定市町村でないものについては、第二十九条の規定による改正後の計量法施行令第四条の規定は、平成十三年三月三十一日までは、適用しない。

附則 (平成十二年五月八日政令第二二一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成十二年六月七日政令第三二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成十二年六月七日政令第三三三号) 抄

(施行期日)

1 この政令(第一条を除く。)は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成十二年一月一五日政令第四七五号)

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成十二年二月一五日政令第五一七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成十三年九月五日政令第二八〇号)

この政令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附則 (平成十三年一〇月五日政令第三三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成十三年二月一四日政令第三九七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二五日政令第二二六号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年七月三日から施行する。

(検定証印等の有効期間に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に改正前の別表第三第三号に掲げる最大需要電力計(電子式のものに限る。)、同表第四号ハに掲げる電力計(定格電圧が三百ボルト以下のもののうち、電子式のものに限る。)、及び同表第五号に掲げる無効電力量計(電子式のものに限る。)に付されている計量法第十六条第一項第三号に規定する検定証印等の有効期間については、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年一月一日政令第三二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年二月一〇日政令第四九六号)

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二四日政令第五六号)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二日政令第四一〇号)

この政令は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二日政令第一二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二日政令第一六四号) 抄

この政令は、整備法の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年五月一九日政令第一九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則 (平成一九年五月一六日政令第一六四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年一月二二日政令第三三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年五月一四日政令第一三四号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二七年一月三〇日政令第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第七十四条の四十九の二十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条(指定都市、中核市又は特別市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く。)、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(計量法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 施行時特例市については、第二十九条の規定による改正前の計量法施行令別表第一第三号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

附則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月二五日政令第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月二日政令第一六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中計量法施行令第八条の改正規定及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(特定計量器の使用に関する経過措置)

第二条 附則別表の第一欄に掲げる特定計量器(次項及び次条において単に「特定計量器」という。)については、計量法(以下「法」という。)第十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の第二欄に掲げる日(次項において「第二欄基準日」という。)前までは、同条第一項第三号の検定証印等(次項において単に「検定証印等」という。)が付されていないものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができるとする。

2 検定証印等が付されていない特定計量器であつて、それぞれ第二欄基準日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものは、法第十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第二欄基準日以後においても、附則別表の第三欄に掲げる日前までは、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができるとする。

(特定計量器の検定の開始時期)

第三条 特定計量器については、それぞれ附則別表の第四欄に掲げる日前は、法第十六条第一項第二号イの検定を行わない。

(自動はかりの製造又は修理の事業の届出に関する経過措置)

第四条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の計量法施行令第二条第二号ロに規定する自動はかりの製造又は修理の事業を行っている者についての法第四十条第一項又は第四十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「平成三十年九月三十日までに」とする。

附則別表

特定計量器(法第二条第四項に規定する特定計量器をいう。)	新たに使用するものについての使用の制限の開始日	既使用のものについての使用の制限の開始日	検定の開始日
一 自動捕捉式はかり	令和四年四月一日	令和七年四月一日	平成三十一年四月一日
二 ホップスケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール	令和五年四月一日	令和八年四月一日	令和二年四月一日

附 則 (平成二十九年一月二七日政令第二八六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年四月一日政令第一四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一(第四条関係)

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市

二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市

三 小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、弘前市、会津若松市、日上市、市川市、松戸市、高岡市、上田市、岡谷市、半田市、豊川市、津市、守口市、門真市、伊丹市、今治市及び新居浜市

別表第二(第九条関係)

特定計量器	使用方法
一 水道メーター、温水メーター及び積算熱量計	取付姿勢が表記されているものにあつてはその表記どおりの取付姿勢で使用し、取付姿勢が表記されていないものにあつては水平に取り付けて使用すること。
二 燃料油メーター	表記されている使用粘度及び使用温度の範囲内の粘度及び温度の表記されている種類の燃料油の体積の計量に使用すること。
三 ガスメーター	表記されている使用最大圧力以下の圧力のガスの体積の計量に使用すること。
四 最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計	変成器とともに使用する場合にあつては、その変成器に定格電圧を加え、又は定格電流を流すときに、その最大需要電力計、電力量計又は無効電力量計及びその変成器に附属する器具において消費される電力がその変成器に表記されている使用負担の範囲内にあるように使用すること。
五 濃度計(酒精度浮ひようを除く。)	経済産業省令で定める方法による調整をして使用すること。

別表第三(第十二条、第十八条関係)

特定計量器	有効期間
一 質量計	

<p>イ 自動はかり（ロに掲げるものを除く。） ロ 法第二百二十七条第一項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかり</p>	<p>二年 六年</p>
<p>二 積算体積計 イ 水道メーター ロ 温水メーター ハ 燃料油メーター（第四十条第三号に掲げるものを除く。） (1) 自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの ニ 液化石油ガスメーター ホ ガスメーター (1) 計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール未満であって、使用最大流量が十六立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。） (2) 計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール以上であって、使用最大流量が六立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。） (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの</p>	<p>四年 五年 七年 十年 十年</p>
<p>三 積算熱量計 四 最大需要電力計 イ 電子式のもの ロ イに掲げるもの以外のもの</p>	<p>八年 七年 五年</p>
<p>五 電力計 イ 定格電圧が三百ボルト以下の電力計（変成器とともに使用されるもの及びロ(2)に掲げるものを除く。） ロ 定格電圧が三百ボルト以下の電力計のうち、次に掲げるもの (1) 定格一次電流が百二十アンペア以下の変流器とともに使用されるもの（定格一次電圧が三百ボルトを超える変圧器とともに使用されるものを除く。） (2) 定格電流が二十アンペア又は六十アンペアのもの（電子式のものを除く。）</p>	<p>七年 十年</p>

<p>(3) 電子式のもの（イ及び(1)に掲げるものを除く。） ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの</p>	五年	
<p>六 無効電力量計 イ 電子式のもの ロ イに掲げるもの以外のもの</p>	五年 七年	
七 照度計	二年	
八 騒音計	五年	
九 振動レベル計	六年	
<p>十 濃度計 イ ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ロ ガラス電極式水素イオン濃度指示計 ハ イ又はロに掲げるもの及び酒精度浮ひよう以外のもの</p>	二年 六年 八年	
<p>別表第四（第十七条、第二十二條、第二十四條関係）</p>		
<p>特定計量器 一 タクシーメーター</p>	<p>型式の承認に係る表示が付されたもの その特定計量器の所在地を管轄する都道府県知事（以下この表において単に「都道府県知事」という。）</p>	<p>型式の承認に係る表示が付されていないもの 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下この表において「産業技術総合研究所」という。）</p>
<p>二 質量計 イ 非自動はかりのうち、ばね式指示はかり及び検出部が電気式のもの ロ イに掲げるもの以外の非自動はかり</p>	<p>都道府県知事又は指定検定機関 都道府県知事又は指定検定機関</p>	<p>産業技術総合研究所又は指定検定機関 産業技術総合研究所又は指定検定機関 都道府県知事又は指定検定機関</p>
<p>ハ 自動はかり</p>	<p>産業技術総合研究所又は指定検</p>	<p>産業技術総合研究所又は指定</p>

<p>二 分銅及びおもり</p>	<p>定機関 都道府県知事</p>	<p>検定機関 都道府県知事</p>
<p>三 温度計</p> <p>イ 第二条第三号イ(1)に掲げるガラス製温度計のうち、計ることができる最高の温度が二百度を超えるもの</p> <p>ロ イに掲げるもの以外のガラス製温度計</p> <p>ハ 抵抗体温計</p>	<p>産業技術総合研究所又は指定検定機関 都道府県知事又は指定検定機関 都道府県知事又は指定検定機関</p>	<p>産業技術総合研究所又は指定検定機関 都道府県知事又は指定検定機関 都道府県知事又は指定検定機関 産業技術総合研究所又は指定検定機関</p>
<p>四 皮革面積計</p> <p>五 体積計</p> <p>イ 積算体積計(第五条第四号から第六号までに掲げるものを除く。)</p> <p>ロ 量器用尺付タンク</p>	<p>都道府県知事 都道府県知事又は指定検定機関 都道府県知事</p>	<p>都道府県知事 産業技術総合研究所又は指定検定機関 都道府県知事 都道府県知事</p>
<p>六 密度浮ひよう</p> <p>七 アネロイド型圧力計</p> <p>イ 第二条第八号イに掲げるアネロイド型圧力計</p> <p>ロ アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの</p> <p>ハ ロに掲げるもの以外のアネロイド型血圧計</p>	<p>都道府県知事 都道府県知事 都道府県知事又は指定検定機関 都道府県知事又は指定検定機関</p>	<p>産業技術総合研究所 産業技術総合研究所又は指定検定機関 都道府県知事又は指定検定機関</p>
<p>八 積算熱量計</p>	<p>都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関</p>	<p>日本電気計器検定所又は指定検定機関</p>
<p>九 最大需要電力計</p>	<p>日本電気計器検定所又は指定検定機関</p>	<p>日本電気計器検定所又は指定検定機関</p>

報告対象者	報告の内容	十 電力量計	日本電気計器検定所又は指定検定機関	日本電気計器検定所又は指定検定機関	
		十一 無効電力量計	日本電気計器検定所又は指定検定機関	日本電気計器検定所又は指定検定機関	
		十二 照度計	日本電気計器検定所又は指定検定機関	日本電気計器検定所又は指定検定機関	
		十三 騒音計	産業技術総合研究所又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関	
		十四 振動レベル計	産業技術総合研究所又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関	
		十五 濃度計 イ 酒精度浮ひよう ロ イに掲げるもの以外の濃度計	都道府県知事 産業技術総合研究所又は指定検定機関	都道府県知事 産業技術総合研究所又は指定検定機関	
		十六 浮ひよう型比重計	都道府県知事	都道府県知事	
		別表第五（第二十九条関係）			
		特定計量器			
		一 非自動はかり、分銅及びびおもり	二年	計量証明検査を受けるべき期間	計量証明検査を受けることを要しない期間
		二 皮革面積計	一年		
		三 騒音計	三年		
		四 振動レベル計	三年		
		五 濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひようを除く。）	三年		
		別表第六（第三十九条関係）			

<p>一 法第四十一条の届出製造事業者</p>	<p>イ 工場又は事業場ごとの製造又は修理をした特定計量器の種類及び数 ロ 特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の状況 ハ 法第四十三条又は第四十七条の規定による検査の実施状況</p>
<p>二 第十四条各号に掲げる特定計量器の製造の事業を行う者</p>	<p>法第五十三条第一項の技術上の基準への適合のために講じた措置及びその実施状況</p>
<p>三 法第七十九条第一項の承認製造事業者</p>	<p>イ 法第八十四条第一項の表示を付した特定計量器の型式及び数 ロ 製造技術基準への適合のために講じた措置及びその実施状況</p>
<p>四 法第九十四条第一項の指定製造事業者</p>	<p>イ 法第九十六条第一項の表示を付した特定計量器の型式及び数 ロ 品質管理の状況</p>
<p>五 法第四十六条第二項の届出修理事業者</p>	<p>ハ 法第九十五条第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況 ニ 法第九十五条第二項の規定による検査の実施状況</p>
<p>六 法第五十一条の規定による届出をした第十三条で定める特定計量器の販売の事業を行う者</p>	<p>イ 事業所ごとの修理をした特定計量器の種類及び数 ロ 特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の状況 ハ 法第四十七条の規定による検査の実施状況</p>
<p>七 法第六十一条の指定製造者</p>	<p>イ 営業所ごとの販売をした当該特定計量器の種類及び数 ロ 法第五十二条第一項の遵守すべき事項の遵守のために講じた措置及びその実施状況</p>
<p>八 法第六十八条の特殊容器輸入者</p>	<p>イ 製造をした特殊容器の種類及び数 ロ 特殊容器の製造及び検査の状況 ハ 法第六十三条第一項の表示を付した特殊容器の型式及び数</p>
<p>九 第十四条各号に掲げる特定計量器の輸入の事業を行う者</p>	<p>特殊容器の輸入に係る取引の状況 イ 輸入をした当該特定計量器の種類及び数 ロ 法第五十三条第一項の技術上の基準への適合のために講じた措置及びその実施状況</p>

<p>十 法第八十一条第三項の承認輸入事業者</p>	<p>イ 法第八十四条第一項の表示を付した特定計量器の型式及び数 製造技術基準への適合のために講じた措置及びその実施状況 ロ 特定計量器の検査の業務の状況</p>
<p>十一 計量士</p>	<p>イ 計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質の状況 ロ 計量器の校正等の業務の状況</p>
<p>十二 法第四百四十四条第一項の登録事業者</p>	<p>イ 計量証明の件数 ロ 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の状況 ハ 法第九十九条第二号の計量管理（以下単に「計量管理」という。）の状況 ニ 法第一百十条第一項の事業規程の実施状況</p>
<p>十三 法第一百十条第一項の計量証明事業者</p>	<p>イ 特定計量証明事業（法第二百一十一条の二の特定計量証明事業をいう。以下同じ。）に係る計量証明の件数 ロ 特定計量証明事業の業務の状況</p>
<p>十四 法第二百一十一条の三第一項の認定特定計量証明事業者</p>	<p>イ 法第二百一十一条の二の検査の実施状況 ロ 計量管理の状況</p>
<p>十五 適正計量管理事業所の指定を受けた者</p>	<p>イ 販売をした特定商品（その特定物象量（法第十二条第一項の特定物象量をいう。以下同じ。）に同じ。）に同じ。以下同じ。）に同じ。以下同じ。をされ、その容器又は包装にその特定物象量が表記されたものを除く。）の種類</p>
<p>十六 特定商品（法第十二条第一項の特定商品をいう。以下同じ。）の販売の事業を行う者（次号に掲げる者を除く。）</p>	<p>イ 販売をした特定商品（その特定物象量（法第十二条第一項の特定物象量をいう。以下同じ。）に同じ。以下同じ。）に同じ。以下同じ。をされ、その容器又は包装にその特定物象量が表記されたものを除く。）の種類</p>
<p>十七 特定商品をその特定物象量に関し密封をし、その容器又は包装にその特定物象量を表記して販売する者</p>	<p>イ 販売をした特定物象量が表記された特定商品の種類及び数 ロ 特定物象量の計量及び表記の状況</p>
<p>十八 密封をされた特定商品の輸入の事業を行う者</p>	<p>イ 輸入して販売した当該特定商品の種類及び数 ロ 法第十四条の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況</p>

○計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号)

(指定、登録等に係る手数料の額)

第一条 計量法(以下「法」という。)第五百五十八条第一項第七号に掲げる者(法第八十九条第一項の外国製造事業者(以下単に「外国製造事業者」という。)を除く。)又は法第五百五十八条第一項第八号若しくは第十二号から第十七号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、別表第一のとおりとする。

(検定に係る手数料の額)

第二条 法第五百五十八条第二号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる特定計量器ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一 法第八十四条第一項(法第八十九条第四項において準用する場合を含む。)の表示が付された特定計量器(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号。以下「施行令」という。)第十二条で定める特定計量器であつて法第八十四条第一項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過したものにあつては、法第五十条第一項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。) 別表第二に掲げる金額

二 前号に掲げるもの以外のものであつて、別表第三に掲げるもの 同表に掲げる金額

三 前二号に掲げるもの以外のもの 同一の構造を有するものごとに、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額

(変成器付電気計器検査に係る手数料の額)

第三条 法第五百五十八条第一項第三号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、変成器付電気計器検査に係る電気計器(施行令第六条で定める特定計量器をいう。以下同じ。)に依る別表第二に掲げる金額(同一の変成器とともに使用する二以上の電気計器(二以上の電気計器が構造上一体となっているものを含む。以下この項において同じ。)について同時に変成器付電気計器検査を受ける場合にあっては、それぞれの電気計器に依る別表第二に掲げる金額の合算額(二以上の電気計器が構造上一体となっている場合においては、同表の備考に規定するところにより算定した額)の六割の額(以下この項において「電気計器に係る額」という。)と、その電気計器とともに使用する変成器に依る別表第五に掲げる金額との合算額とする。ただし、法第七十四条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して法第七十三条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器に關し、同項の経済産業省令で定める事項を記載した書面の提出があつた場合については、電気計器に係る額と九百七十円(同一の変成器とともに使用する二以上の電気計器について同時に変成器付電気計器検査を受ける場合にあっては、九百七十円に電気計器の数を乗じて得た額(複合電気計器(二以上の電気計

計器が構造上一体となっているものうち、同種の電気計器を二以上含むものであって、当該同種の電気計器が同一の検出部及び中央処理装置を有するものをいう。以下同じ。）にあつては、電気計器の種類ごとに、九百七十円と同種の電気計器が増すごとに十円を合算して得た額の合算額）。次項において同じ。）との合算額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の電気計器について検定と変成器付電気計器検査とを同時に受けようとする者が変成器付電気計器検査について納付しなければならない手数料の額は、その電気計器とともに使用する変成器に応ずる別表第五に掲げる金額とする。ただし、法第七十四条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して法第七十三条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器に関し、同項の経済産業省令で定める事項を記載した書面の提出があつた場合については、九百七十円とする。

（型式の承認等に係る手数料の額）

第四条 法第五十八條第一項第五号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる者については、経済産業省令で定めるところにより、実費を勘案して、同表に掲げる金額を減額することができる。

一 経済産業省令で定める機関が作成した法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の全部又は一部に関する試験の結果の証明書を添えて、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者

二 法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けた型式と重要な部分において異なる型式について、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者

2 法第五十八條第一項第六号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、一件につき千九百五十円とする。

（基準器検査に係る手数料の額）

第五条 法第五十八條第一項第九号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、法第二百二條第二項の経済産業省令で定める基準器検査を行う計量器の種類ごとに、五十万円を超えない範囲内で実費を勘案して経済産業省令で定める額とする。

（特定計量証明事業の認定等に係る手数料の額）

第六条 法第五十八條第一項第十号又は第十一号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、一件につき三十万五千円と九万六千四百円（二以上の法第二百二條の二の経済産業省令で定める事業の区分について同時に同条の認定又は法第二百二條の四第一項の認定の更新を受ける場合にあつては、九万六千四百円に当該事業の区分の数を乗じて得た額）との合算額とする。

（外国製造者に係る手数料の額）

第七条 法第十七條第一項の指定を受けようとする法第五十八條の外国製造者（次項において単に「外国製造者」という。）が納付しなければならない手数料の額は、三十万五千二百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号

（第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあっては、三十万五百円）に、その申請に係る特殊容器（法第十七条第一項の特殊容器をいう。以下同じ。）の製造及び検査の方法が法第六十九条第一項において準用する法第六十条第二項各号に適合するかどうかを審査するため、職員二人がその申請に係る工場又は事業場の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、経済産業省令で定める。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する外国製造者の指定の申請書に、その申請に係る特殊容器の製造及び検査の方法が法第六十九条第一項において準用する法第六十条第二項各号に適合していることを経済産業大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面で経済産業大臣が適当と認めるものが添付されている場合には、その外国製造者が納付しなければならない手数料の額は、五万三千五百円（電子申請等による場合にあっては、四万七千四百円）とする。

（外国製造事業者に係る手数料の額）

第八条 法第十六条第一項第二号の指定を受けようとする外国製造事業者が納付しなければならない手数料の額は、六十四万二千四百円（電子申請等による場合にあっては、六十三万七千七百円）に、その申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が法第一条第三項において準用する法第九十二条第二項の経済産業省令で定める基準に適合するかどうかを検査するため、職員二人がその工場又は事業場の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、経済産業省令で定める。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する外国製造事業者の指定の申請書に、その申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が法第一条第三項において準用する法第九十二条第二項の経済産業省令で定める基準に適合していることを経済産業大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面で経済産業大臣が適当と認めるものが添付されている場合には、その外国製造事業者が納付しなければならない手数料の額は、七万四千九百円（電子申請等による場合にあっては、七万八百円）とする。

（比較検査に係る手数料の額）

第九条 法附則第二十条第一項の比較検査を受けようとする者が同条第五項の規定により納付しなければならない手数料の額は、一個につき九千五百円とする。

附 則

- 1 この政令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。
- 2 計量法関係手数料令（昭和四十二年政令第百五十四号）は、廃止する。

附 則 (平成七年一月二九日政令第三九五号)

この政令は、平成七年十二月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二四日政令第六七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二四日政令第二八号)

この政令は、平成十一年三月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月三日政令第三八五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(計量法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市であつて計量法(平成四年法律第五十一号)第十条第二項の特定市町村でないものについては、第二十九条の規定による改正後の計量法施行令第四条の規定は、平成十三年三月三十一日までは、適用しない。

附 則 (平成一二年三月二四日政令第九八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年九月五日政令第二八〇号)

この政令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年六月二七日政令第二八七号)

この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二四日政令第五七号) 抄

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二二日政令第四一〇号)

この政令は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(計量法関係手数料令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律(平成十五年法律第七十六号)附則第二条の規定により同法第一条の規定による改正後の計量法(平成四年法律第五十一号)第四百三十三条第一項の登録を受けているものとみなされた者が、同項の規定による登録を受けようとする場合の手数料の額については、前条の規定による改正後の計量法関係手数料令別表第一第八号下欄中「八万千五百円」とあるのは「七万四千百円」と、「十八万三千五百円」とあるのは「十三万四千百円」とする。

附 則 (平成一九年一二月七日政令第三五九号)

この政令は、平成十九年十二月十五日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一四日政令第一三四号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年六月二七日政令第一七二号)

この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月六日政令第六五号)

この政令は、平成二十七年三月七日から施行する。

附 則 (平成二九年三月一〇日政令第三四号)

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二一日政令第一六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二五日政令第六〇号)

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(自動捕捉式はかりの検定に係る手数料の額に関する特例)

2 令和四年四月一日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている自動捕捉式はかりについて計量法第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するものごと」に、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とあるのは、「別表第二に掲げる金額」とする。

附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年四月一日政令第一四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(ホップパースケール等の検定に係る手数料の額に関する特例)

第二条 令和五年四月一日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているホップパースケール、充填用自動はかり又はコンベヤスケールについて計量法第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するものごと」に、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とあるのは、「別表第二に掲げる金額」とする。

別表第一(第一条関係)

納付しなければならない者

金額

一	法第十六条第一項第二号口の指定を受けようとする者	一件につき 七万四千九百円（電子申請等による場合にあつては、七万八百円）
二	法第九十一条第二項の検査を受けようとする者	一件につき 四十二万六千三百円
三	計量士の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき 二千円（電子申請等による場合にあつては、千二百五十円）
四	計量士の登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき 六百五十円（電子申請等による場合にあつては、五百五十円）
五	計量士の登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき 三百八十円（電子申請等による場合にあつては、三百二十円）
六	計量士国家試験を受けようとする者	一件につき 八千五百円
七	適正計量管理事業所の指定を受けようとする者	一件につき 二千七百円（電子申請等による場合にあつては、二千円）
八	法第四百四十三条第一項の登録を受けようとする者（次号及び第十二号に掲げる者を除く。）	一件につき 八万千五百円に当該登録に係る計量器等の区分（計量器又は標準物質（法第二条第六項の標準物質をいう。）についての区分であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下この表において同じ。）の数を乗じて得た額及び十八万三千五百円の合計額

<p>九 現に法第四百三十三条第一項の登録を受けている者であつて当該登録に係る事業所について当該登録に係る計量器等の区分以外の計量器等の区分に係る登録を受けようとするもの</p> <p>十 法第四百四十四条の二第一項の登録の更新を受けようとする者（次号及び第十三号に掲げる者を除く。）</p>	<p>一件につき 八万千五百円に新たに登録を受けようとする計量器等の区分の数を乗じて得た額</p> <p>一件につき 七万四千円に当該登録の更新に係る計量器等の区分の数を乗じて得た額及び十二万九千六百円の合計額</p>
<p>十一 法第四百四十四条の二第一項の登録の更新を受けようとする者であつて当該登録の更新に係る事業所について当該登録の更新に係る計量器等の区分以外の計量器等の区分に係る登録の更新（当該登録の更新を申請した日前同項の政令で定める期間以内に行つたものに限る。）の手数料として前号下欄に定める額を納めているもの</p>	<p>一件につき 七万四千円に当該登録の更新に係る計量器等の区分の数を乗じて得た額</p>
<p>十二 法第四百三十三条第一項の登録を受けようとする者であつて同項の登録の申請に際し当該申請に係る事業所が法令に基づく登録又は認定（国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準又はこれに類するものを登録又は認定の基準とするものとして経済産業省令で定めるものに限る。）を受けていることを証する書類として経済産業省令で定める書類を添付しているもの</p>	<p>一件につき 第八号下欄に定める額を超えない範囲内で実費を勘案して経済産業省令で定める額</p>
<p>十三 法第四百四十四条の二第一項の登録の更新を受けようとする者であつて同項の登録の更新の申請に際し当該申請に係る事業所が法令に基づく登録又は認定（国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準又はこれに類するものを登録又は認定の基準とするものとして経済産業省令で定めるものに限る。）を受けていることを証する書類として経済産業省令で定める書類を添付しているもの</p>	<p>一件につき 第十号下欄に定める額を超えない範囲内で実費を勘案して経済産業省令で定める額</p>

別表第二（第二条、第三条関係）

特定計量器	一個についての金額
一 タクシーメーター	五百五十円
二 質量計	
イ 非自動はかり	
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が一トン以下のもの	千円
ひょう量が三十キログラム以下のもの	千二百五十円
ひょう量が百キログラム以下のもの	千六百五十円
ひょう量が二百五十キログラム以下のもの	二千円
ひょう量が五百キログラム以下のもの	二千三百五十円
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	
ひょう量が十キログラム以下のもの	百円
ひょう量が十キログラムを超えるもの	百九十円
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	
ひょう量が五キログラム以下のもの	百五十円
ひょう量が二十キログラム以下のもの	百八十円
ひょう量が五十キログラム以下のもの	二百四十円
ひょう量が百キログラム以下のもの	三百四十円
ひょう量が二百五十キログラム以下のもの	五百十円
ひょう量が五百キログラム以下のもの	九百円
ひょう量が一トン以下のもの	千五百円
ひょう量が二トン以下のもの	二千四百五十円

ひょう量が五トン以下のもの 六千百円
 ひょう量が十トン以下のもの 七千七百円
 ひょう量が二十トン以下のもの 一万千四百円
 ひょう量が三十トン以下のもの 一万四千百円
 ひょう量が四十トン以下のもの 一万八千九百円
 ひょう量が五十トン以下のもの 二万千三百円
 ひょう量が五十トンを超えるもの 三万七千九百円
 最小の目量又は表記された感量がひょう量の一万分の一未満のものにあつては、(1)から(3)までに掲げる金額の二倍の額とする。

ロ 自動はかり

(1) ホッパースケール

ひょう量が二十キログラム以下のもの 十万六千六百円
 ひょう量が百キログラム以下のもの 十一万三千八百円
 ひょう量が五百キログラム以下のもの 十三万二千九百円
 ひょう量が一トン以下のもの 十四万千七百円
 ひょう量が一トンを超えるもの 十七万五千六百円

(2) 充填用自動はかり

最大充填量（充填用自動はかりを用いて一の容器又は包装に充填される最大質量をいう。以下(2)及び別表第四第二号ロ(2)において同じ。）が一キログラム以下のもの 八万千六百円
 最大充填量が十キログラム以下のもの 十万千四百円
 最大充填量が二十五キログラム以下のもの 十二万七千八百円
 最大充填量が百キログラム以下のもの 十六万七千七百円
 最大充填量が百キログラムを超えるもの 十六万七千七百円
 十六万七千七百円にその超える量が百キログラムまでを増すごとに六万百円を加えた額

(3)

コンベヤスケール

ベルトの長さが二十メートル以下のものであって、ベルトの速度が単速度のもの

ベルトの長さが二十メートル以下のものであって、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの

ベルトの長さが五十メートル以下のものであって、ベルトの速度が単速度のもの

ベルトの長さが五十メートル以下のものであって、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの

ベルトの長さが五十メートルを超えるものであって、ベルトの速度が単速度のもの

ベルトの長さが五十メートルを超えるものであって、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの

自動捕捉式はかり

(4)

(i) 自動重量選別機

ひょう量が六百グラム以下のもの

ひょう量が五キログラム以下のもの

ひょう量が二十キログラム以下のもの

ひょう量が百キログラム以下のもの

ひょう量が百キログラムを超えるもの

(ii) (i)に掲げるもの以外のもの

ひょう量が六百グラム以下のもの

ひょう量が五キログラム以下のもの

ひょう量が二十キログラム以下のもの

ひょう量が百キログラム以下のもの

十八万八千二百円

二十三万九千九百円

二十四万二千九百円

三十三万四百円

二十四万二千九百円にその超える長さが五十メートルまでを増すごとに五万四千六百円を加えた額
三十三万四百円にその超える長さが五十メートルまでを増すごとに七万六千五百円を加えた額

五万六千七百円

六万七百元

六万四千百円

八万六千二百円

八万七千八百円

四万四千元

四万八千元

五万四千四百円

七万三千六百円

<p>ひょう量が百キログラムを超えるもの</p>	<p>七万五千二百円</p>
<p>三 温度計（ガラス製温度計のうち、計ることができる最高の温度が二百度以下のものを除く。）</p> <p>イ ガラス製温度計</p> <p>計ることができる温度が零下三十度以上三百度以下のもの</p> <p>計ることができる温度が零下三十度以上三百六十度以下のもの</p> <p>ロ 抵抗体温計</p>	<p>二百九十円</p> <p>三百七十円</p> <p>百三十円</p>
<p>四 体積計（量器用尺付タンクを除く。）</p> <p>イ 水道メーター</p> <p>口径が二十五ミリメートル以下のもの</p> <p>口径が四十ミリメートル以下のもの</p> <p>口径が百ミリメートル以下のもの</p> <p>口径が百ミリメートルを超えるもの</p> <p>ロ 温水メーター</p> <p>ハ 燃料油メーター</p> <p>使用最大流量が一リットル毎分以下のもの</p> <p>(2)(1) 表示機構の最大指示量が五十リットル以下のもの (1)に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの</p> <p>ニ 液化石油ガスメーター</p> <p>ホ ガスメーター</p> <p>使用最大流量が十六立方メートル毎時以下のもの</p> <p>使用最大流量が六十五立方メートル毎時以下のもの</p> <p>使用最大流量が百六十立方メートル毎時以下のもの</p> <p>使用最大流量が四百立方メートル毎時以下のもの</p>	<p>七十円</p> <p>百六十円</p> <p>千二百円</p> <p>千六百元</p> <p>二百円</p> <p>五百九十円</p> <p>千五百五十円</p> <p>二千五十円</p> <p>六千四百円</p> <p>百円</p> <p>二百二十円</p> <p>五百九十円</p> <p>九百六十円</p>

<p>使用最大流量が千立方メートル毎時以下のもの 使用最大流量が千立方メートル毎時を超えるもの</p>	<p>二千二百五十円 五千四百円</p>
<p>五 アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを除く。） イ アネロイド型圧力計（ロに掲げるものを除く。） 計ることができる最大の圧力が五十メガパスカル以下のもの 計ることができる最大の圧力が百メガパスカル以下のもの 計ることができる最大の圧力が百メガパスカルを超えるもの ロ アネロイド型血圧計（検出部が電気式のものに限る。）</p>	<p>八十円 四百四十円 九百二十円 百四十円</p>
<p>六 積算熱量計 七 最大需要電力計</p>	<p>千二百五十円 六千四百円</p>
<p>八 電力量計 イ 定格電流が五アンペアの交流用の電力量計 (1) 計ることができる最大の電力（以下「最大電力」という。）が五百キロワット未満のもの (i) 単相二線式のもの 千六百円 (ii) (i)に掲げるもの以外のもの 二千五十円 (2) 最大電力が一万キロワット未満のもの 三千四百五十円 (3) 最大電力が一万キロワット以上のもの 一万三千六百円 ロ イに掲げるもの以外の交流用の電力量計（ハに掲げるものを除く。） (1) 定格電流が三十アンペア以下のもの (i) 単相二線式のもの 三百円 (ii) 単相三線式のもの 三百六十円 (iii) (i)又は(ii)に掲げるもの以外のもの 四百円</p>	

	二 直流用の電力量計	三千四百円
	九 無効電力量計	二百円
	十 照度計	二万三千九百円
	十一 騒音計	
	イ 使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの	一万六千四百円
	ロ 使用最大周波数が八千ヘルツを超えるもの	二万九千四百円
	十二 振動レベル計	二万八千三百円
	十三 濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）	
	イ ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計	六万七千七百円
	ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	九万四千六百円
	ハ 紫外線式二酸化硫黄濃度計	七万五千六百円
	ニ 紫外線式窒素酸化物濃度計	七万七千七百円
	ホ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	八万三千三百円
	ヘ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	八万三千七百円
	ト 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	八万三千六百円
	チ 化学発光式窒素酸化物濃度計	七万七千七百円
	リ ガラス電極式水素イオン濃度検出器	二千三百円
	ヌ ガラス電極式水素イオン濃度指示計	一万七千八百円
	ハに掲げる濃度計とニに掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあつては、ハに掲げる金額とニに掲げる金額とを合算して得た額から三万九百円を減額するものとする。	
	ホからトまでに掲げる濃度計で二以上の検出部を有するものにあつては、検出部が一増すごとに、ホからトまでに掲げる金額の五割の額を加算するものとする。	
備考	ハからチまでに掲げる濃度計で四以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が三を超えて一増すごとに、ハからチまでに掲げる金額に二万二千九百円を加算するものとする。	

<p>一 二以上の電気計器が構造上一体となっているものにあつては、次号から第五号までに規定するものを除き、それぞれの電気計器に應ずる金額を合算するものとする。</p> <p>二 前号に規定する電気計器のうち、最大需要電力計又は無効電力量計が電力量計と構造上一体となっているものにあつては、第四号に規定するものを除き、それぞれの電気計器に應ずる金額の七割の額（同種の電気計器（電力量計にあつては、最大電力が同じものに限る。）を二以上有するものにあつては、その電気計器が一増すごとにその電気計器に應ずる金額の二割の額）を合算するものとする。この場合において、電子式の最大需要電力計と電子式の電力量計が構造上一体となつているものに係る最大需要電力計に應ずる金額は、四千百円とする。</p> <p>三 第一号に規定する電気計器のうち、同種の電力量計（最大電力が同じものに限る。）のみを二以上有するものにあつては、第五号に規定するものを除き、その電力量計が一増すごとにその電力量計に應ずる金額の七割の額（当該同種の電力量計がこの表の第八号ハに掲げるものである場合には、その電力量計に應ずる金額の二割の額）を合算するものとする。</p> <p>四 第二号に規定する電気計器のうち、複合電気計器にあつては、それぞれの電気計器に應ずる金額（最大需要電力計と電力量計が構造上一体となつているものに係る最大需要電力計に應ずる金額は、四千百円とし、最大電力が異なる二以上の電力量計を有するものに係る電力量計に應ずる金額は、最大電力が最大の電力量計に應ずる金額とする。）の七割の額（当該複合電気計器に含まれる同種の電気計器が一増すごとに十円）を合算するものとする。</p> <p>五 第三号に規定する電気計器のうち、複合電気計器にあつては、その電力量計が一増すごとに十円を合算するものとする。</p>	<p>一個についての金額</p>
--	------------------

別表第三（第二条関係）

<p>特定計量器</p> <p>ガラス製温度計（計ることができ最高温度が二百度以下のものを除く。）</p> <p>イ 計ることができ温度が零下三十度以上三百度以下のもの</p> <p>ロ 計ることができ温度が零下三十度以上三百六十度以下のもの</p>	<p>一個についての金額</p> <p>四百六十円</p> <p>五百九十円</p>
---	--

別表第四（第二条、第四条関係）

<p>特定計量器</p>	<p>一件についての金額</p>
--------------	------------------

一	タクシーメーター	四十万八千六百円
二	質量計	
イ	非自動はかり	
(1)	ひょう量が二トン以下のものであって、検出部が電気式のもの	五十五万九千二百円
(2)	ひょう量が二トン以下のものであって、検出部が電気式のもの以外のもの	
	ひょう量が百五十キログラム以下のもの	三十万七千円
	ひょう量が百五十キログラムを超えるもの	二十九万五千五百円
(3)	ひょう量が二トンを超えるもの	七十六万三千九百円
ロ	自動はかり	
(1)	ホッパースケール	
	ひょう量が百キログラム以下のもの	百七十七万六千七百円
	ひょう量が百キログラムを超えるもの	百九十九万八千七百円
(2)	充填用自動はかり	
	最大充填量（累積はかりにあっては「ひょう量」とする。以下(2)において同じ。）が百キログラム以下のもの	百七十四万六千七百円
	最大充填量が百キログラムを超えるもの	百九十三万八千七百円
(3)	コンベヤスケール	百五十四万五千五百円
(4)	自動捕捉式はかり	百五十八万四千百円
ハ	分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	二万九百円
三	温度計	
イ	ガラス製温度計（ロに掲げるものを除く。）	八万六千三百円
ロ	ガラス製体温計	八万千百円
ハ	抵抗体温計	四十二万二千六百円
四	皮革面積計	一万五千八百円

十 電力量計	九 最大需要電力計	八 積算熱量計	七 アネロイド型圧力計 イ アネロイド型圧力計（ロに掲げるものを除く。） ロ アネロイド型血圧計 （1）表示機構が電気式のもの （2）（1）に掲げるもの以外のもの	六 密度浮ひよう イ 耐圧密度浮ひよう ロ イに掲げるもの以外のもの	五 体積計 イ 水道メーター又は温水メーター （1）表示機構が電気式のもの （2）（1）に掲げるもの以外のもの ロ 燃料油メーター （1）使用最大流量が一リットル毎分以下のもの （2）（1）充填機構その他経済産業省令で定める器具、機械又は装置と構造上一体となっているもの （3）（1）又は（2）に掲げるもの以外のもの ハ 液化石油ガスメーター ニ ガスメーター （1）表示機構が電気式のもの （2）（1）に掲げるもの以外のもの ホ 量器用尺付タンク	<p>四十万三千百円</p> <p>二十八万五千五百円</p> <p>三十万九千二百円</p> <p>四十四万二百円</p> <p>三十四万四千七百円</p> <p>四十四万二百円</p> <p>四十五万八千三百円</p> <p>三十二万八百円</p> <p>八万三千二百円</p> <p>三万千百円</p> <p>二万千六百円</p> <p>二十万千三百円</p> <p>二十八万四千円</p> <p>二十万四千百円</p> <p>六十二万九千五百円</p> <p>四十三万円</p>
-----------	--------------	------------	--	---	---	---

イ 定格電流が五アンペアのもの ロ イに掲げるもの以外のもの	四十三万円 三十七万七千七百円
十一 無効電力量計	四十三万円
十二 照度計	七十六万九千四百円
十三 騒音計	四十六万七千二百円
イ 使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの ロ 使用最大周波数が八千ヘルツを超えるもの	五十二万七千二百円
十四 振動レベル計	七十二万七千三百円
十五 濃度計	四十五万四千四百円
イ ジルコニア式酸素濃度計 ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 ハ 磁気式酸素濃度計 ニ 紫外線式二酸化硫黄濃度計 ホ 紫外線式窒素酸化物濃度計 ヘ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計又は非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	六十六万八千円 四十六万三千六百円 五十七万八千円 五十七万三千三百円 五十七万八千円
ト 化学発光式窒素酸化物濃度計 チ ガラス電極式水素イオン濃度検出器 リ ガラス電極式水素イオン濃度指示計 又 酒精度浮ひよう	五十七万九千四百円 十四万円 三十五万六千七百円 二万六千六百円
ニに掲げる濃度計とホに掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあつては、ニに掲げる金額とホに掲げる金額とを合算して得た額から四十五万三百円を減額するものとする。 ニからトまでに掲げる濃度計で四以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が三を超えて一増すごとに、ニからトまでに掲げる金額に三万七千七百円を加算するものとする。	
十六 浮ひよう型比重計	二万六千六百円

別表第五（第三条関係）

変成器	一個についての金額
<p>一 変圧器</p> <p>イ 单相二線式の変圧器</p> <p>定格一次電圧が千ボルト以下のもの 千二百五十円</p> <p>定格一次電圧が七千ボルト以下のもの 三千三百円</p> <p>定格一次電圧が三万五千ボルト以下のもの 九千三百円</p> <p>定格一次電圧が八万ボルト以下のもの 二万六千六百円</p> <p>定格一次電圧が二十万ボルト以下のもの 八万七千九百円</p> <p>定格一次電圧が三十万ボルト以下のもの 十二万九千六百円</p> <p>定格一次電圧が三十万ボルトを超えるもの 十五万五千五百円</p> <p>ロ イに掲げるもの以外のもの</p> <p>定格一次電圧が千ボルト以下のもの 千五百五十円</p> <p>定格一次電圧が七千ボルト以下のもの 四千六百円</p> <p>定格一次電圧が三万五千ボルト以下のもの 一万四千四百円</p> <p>定格一次電圧が八万ボルト以下のもの 三万二千四百円</p> <p>定格一次電圧が二十万ボルト以下のもの 十三万八千八百円</p> <p>定格一次電圧が三十万ボルト以下のもの 十九万四千五百円</p>	<p>備考 上欄に掲げる特定計量器（第一号、第二号イ(1)及び(3)、第五号イ(1)、ロ、ハ及びニ(1)、第七号イ、第八号、第十三号並びに第十五号イからトまでに限る。）について法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法に基づき次の各号に掲げる試験を受ける場合にあつては、下欄に掲げる金額に当該各号に定める金額を合算するものとする。</p> <p>一 放射無線周波電磁界イミューニティ試験 十二万三千三百円</p> <p>二 無線周波電磁界によつて誘導する伝導妨害に対するイミューニティ試験 五万四千四百円</p> <p>三 サージイミューニティ試験 三万八千六百円</p> <p>四 ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験 八万二千七百円</p>

<p>定格一次電圧が三十万ボルトを超えるもの</p>	<p>二十三万三千四百円</p>
<p>二 変流器</p> <p>イ 単相二線式の変流器</p> <p>定格一次電流が百五十アンペア以下のもの</p> <p>定格一次電流が五百アンペア以下のもの</p> <p>定格一次電流が二千アンペア以下のもの</p> <p>定格一次電流が一万アンペア以下のもの</p> <p>定格一次電流が一万アンペアを超えるもの</p> <p>ロ イに掲げるもの以外のもの</p> <p>定格一次電流が百五十アンペア以下のもの</p> <p>定格一次電流が五百アンペア以下のもの</p> <p>定格一次電流が二千アンペア以下のもの</p> <p>定格一次電流が一万アンペア以下のもの</p> <p>定格一次電流が一万アンペアを超えるもの</p>	<p>二千四百円</p> <p>三千五百円</p> <p>四千三百五十円</p> <p>八千七百元</p> <p>二万八千三百円</p> <p>三千三百円</p> <p>五千百円</p> <p>七千三百円</p> <p>一万三千円</p> <p>四万二千六百円</p>
<p>備考</p> <p>一 二以上の定格一次電圧又は定格一次電流を有するものにあつては、最大の定格一次電圧又は定格一次電流に應ずる金額に、他の定格一次電圧又は定格一次電流に應ずる金額の五割の額を合算するものとする。</p> <p>二 変圧変流器にあつては、変圧器に應ずる金額と変流器に應ずる金額とを合算するものとする。</p> <p>三 二以上の定格周波数又は使用負担の範囲を有するものにあつては、定格周波数又は使用負担の範囲が一増すごとに、五割の額を加算するものとする。</p>	

○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）

（計量法施行令の一部改正）

第一条 計量法施行令（平成五年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 自動はかり

第五条第一号(1)及び(2)を削り、同号に次のように加える。

イ 平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひょう量の値で除した値が〇・一以下のもの

ロ ひょう量が〇・五トン以上であつて、載せ台の幅が四百ミリメートル以下のもの（イに掲げるものを除く。）

第五条中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二条第二号ロに掲げるもののうち、次に掲げるものの以外のもの

イ ホッパースケール

ロ 充填用自動はかり

ハ コンベヤスケール

ニ 自動捕捉式はかり

第八条第十号及び第十一号を次のように改める。

十 みりん（次号に掲げる酒類に該当するものを除く。）

十一 酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（同法第三条第二十二号に規定する粉末酒を除く。）をいう。）

第八条中第十二号から第十七号までを削り、第十八号を第十二号とする。

第十二条中「別表第三第一号イ」を「別表第三第二号イ」に、「第二号から第五号まで」を「第三号から第六号まで」に改める。

第二十六条中第十八号を第二十二号とし、第九号から第十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第八号中「第五条第四号」を「第五条第五号」に改め、同号を

同条第十二号とし、同条第七号を同条第十一号とし、同条第六号中「第五条第三号」を「第五条第四号」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第五号を第九

号とし、第二号から第四号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

二 ホッパースケール

三 充填用自動はかり

四 コンベヤスケール

五 自動捕捉式はかり

附則第五条第一項中「定めるもの」の下に「法第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示された年月が平成三十一年三月以前である検定証印等が付されたもの」に限り、「を」を加え、「当分の間」を削る。

別表第三中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同表第一号ハ中「第三十一条第三号」を「第四十条第三号」に改め、同号を同

表第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 質量計	
イ 自動はかり（ロに掲げるものを除く。）	二年
ロ 法第二百二十七条第一項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかり	六年

別表第四第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 自動はかり	産業技術総合研究所又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関
---------	-------------------	-------------------

別表第四第五号イ中「第五条第三号から第五号まで」を「第五条第四号から第六号まで」に改める。

（計量法関係手数料令の一部改正）

第二条 計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる者については、経済産業省令で定めるところにより、実費を勘案して、同表に掲げる金額を減額することができる。

一 経済産業省令で定める機関が作成した法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の全部又は一部に関する試験の結果の証明書を添えて、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者

二 法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けた型式と重要な部分において異なる型式について、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者

別表第四第二号中「四十八万四千六百円」を「四十万八千六百円」に改め、同表第二号イ(1)中「六十六万九千九百円」を「五十五万九千二百円」に改め、同号イ(3)中「八十七万四千六百円」を「七十六万三千九百円」に改め、同表第五号イ(1)中「五十五万八千八百円」を「四十万三千百円」に改め、同号ロ(2)中「充てん機構」を「充填機構」に、「五十八万八千九百円」を「四十四万二千円」に改め、同号ハ中「五十八万八千九百円」を「四十四万二千円」に改め、同号ニ(1)中「六十万七千円」を「四十五万八千三百円」に改める。

別表第四に備考として次のように加える。

備考 上欄に掲げる特定計量器（第一号、第二号イ(1)及び(3)、第五号イ(1)、ロ、ハ及びニ(1)、第七号イ、第八号、第十三号並びに第十五号イからトまでに限る。）について法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法に基づき次の各号に掲げる試験を受ける場合にあつては、下欄に掲げる金額に当該各号に定める金額を合算するものとする。

- 一 放射無線周波電磁界イミュニティ試験 十二万二千三百円
- 二 無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験 五万四千四百円

- 三 サージイミュニティ試験 三万八千六百円
- 四 ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験 八万二千七百円

別表第五備考第一号中「金額と」を「金額に」に、「額とを」を「額を」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中計量法施行令第八条の改正規定及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。
(特定計量器の使用に関する経過措置)

第二条 附則別表の第一欄に掲げる特定計量器(次項及び次条において単に「特定計量器」という。)については、計量法(以下「法」という。)第十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の第二欄に掲げる日(次項において「第二欄基準日」という。)前までは、同条第一項第三号の検定証印等(次項において単に「検定証印等」という。)が付されていないものを取り又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

2 検定証印等が付されていない特定計量器であつて、それぞれ第二欄基準日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものは、法第十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第二欄基準日以後においても、附則別表の第三欄に掲げる日前までは、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

(特定計量器の検定の開始時期)

第三条 特定計量器については、それぞれ附則別表の第四欄に掲げる日前は、法第十六条第一項第二号イの検定を行わない。
(自動はかりの製造又は修理の事業の届出に関する経過措置)

第四条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の計量法施行令第二条第二号ロに規定する自動はかりの製造又は修理の事業を行っている者についての法第四十条第一項又は第四十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「平成三十年九月三十日までに」とする。

(特定商品の販売に係る計量に関する政令の一部改正)

第五条 特定商品の販売に係る計量に関する政令(平成五年政令第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十七号」を「第十一号」に改める。

附則別表

特定計量器(法第二条第四項に規定する特定計量器をいう。)	新たに使用するものについての使用の制限の開始日	既使用のものについての使用の制限の開始日	検定の開始日
------------------------------	-------------------------	----------------------	--------

一 自動捕捉式はかり	令和四年四月一日	令和七年四月一日	平成三十一年四月一日
二 ホツパースケール、充填用自動はかり及びびコンベヤスケール	令和五年四月一日	令和八年四月一日	令和二年四月一日